

議制度

ました。 いわゆる合併特例法を昭和40年に定め 『市町村の合併の特例に関する法律』 国は、市町村の合併を促進するため、

れ、現在の法律は平成11年に改正され でしたが、その後、3回期限が延長さ この法律は、当初10年間の期限付き

など、合併を支援するためのさまざま 込むとともに、『合併特例債』の創設 住民の自主的取り組みをより一層促す な措置を講じました。 (平成17年3月末)の変更は行わず、 国は、この法律改正で、特に期限 『住民発議制度』の拡充を盛り

有権者の50分の1の署名で50併協議会の設置発議は

平成7年の改正時に設けられました。 ゆだねられていました。 たが、合併協議会の設置に関して議会 の設置を求めることができる制度でし 併対象市町村を明記して、合併協議会 署名で、自らのまちの首長に対し、合 制度』と呼ばれ、有権者の50分の1の に付議するかどうかは、首長の判断に に関する住民の直接請求制度として、 このときの直接請求制度は、『一般 住民発議制度は、合併協議会の設置

拡充され、関係市町村長は、合併協議 設置を求めることができる制度として 町村の住民が、連携して合併協議会の 平成11年の改正では、新たに関係市

ことが義務付けられました。 ロ併協議会の

要な役割とは

設置することになっています。 ぞれの議会の議決を経て合併協議会を この合併協議会は、関係市町村が合 合併をしようとする市町村は、それ

併の是非も含めて協議する場となるも

を作成しなければなりません。 は、合併協議会の重要な役割として、 本的な計画書である『市町村建設計画』 合併後の新しいまちの建設に関する基 また、合併の方向が決まった場合に

財政支援が行われるものです。 議会に対し、新しいまちの将来に対す 併に際して、合併関係市町村の住民や 適否を判断できる材料となるものです。 るビジョンを示し、住民自らが合併の 6併後の新しいまちに対し、国からの この市町村建設計画は、市町村の合 また、市町村建設計画を基礎として

があり、一つは合併しようとする市町 のみなさんの直接請求によるものです。 と、もう一つは、前段で説明した住民 村が協議会の設置を直接話し合う場合 合併協議会の設置には2通りの方法

国の財政支援 | 日併を促す

なさまざまな財政支援措置が行われる ことになっています。 でに合併した市町村に対し、 合併特例法では、平成17年3月末ま 次のよう

会の設置協議について議会に付議する